

大阪港入札契約に関する意見を聴取する選定会議開催要綱

制 定 令和3年6月24日
改 訂 令和8年2月27日

(会議の開催)

第1条 大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領等に基づく入札契約に関する意見を聴取する選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。なお、会議は原則非公開とする。

(目的)

第2条 選定会議は、大阪市に定める関係条例・規則等に基づき、大阪港に関する工事等（以下、「工事等」という。）について、大阪港湾局において実施する総合評価落札方式等に関する入札契約を執行するにあたり、中立かつ公正な立場から意見を附することを目的とし、大阪市公共工事総合評価落札方式運用要領第7条、その他の各規定に基づき、次の各号について意見を附する。

- (1) 総合評価落札方式に関する事項
 - ・落札者決定基準に関すること
 - ・落札者の決定に関すること
 - ・その他大阪港湾局で実施する総合評価落札方式に関すること
- (2) その他の入札契約に関する事項

(選定会議の委員)

第3条 選定会議の委員は、前条各号に掲げる事項に関する学識経験等を有する者のうちから入札契約案件毎に、次のとおり選任するものとする。

- (1) 前条第1号に関する事項に意見を附す場合は大阪港公共工事総合評価落札方式技術審査委員会において2名以上選任する。
- (2) 前条第2号に関する事項に意見を附す場合はその規程に基づき設置される委員会等において選任する。

(庶務)

第4条 選定会議の庶務を補佐するため、事務局を計画整備部工務課（工務担当）に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に必要な事項は、選定会議において定める。

附則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。